

令和5年12月14日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年12月14日（木）
午前9時55分から午後1時47分まで
- 2 場 所** 第3委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第 99号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
 - (2) 議案第103号 宇部市体育施設(宇部市楠若者センターほか3施設)に係る指定管理者の指定の件
 - (3) 議案第104号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件
 - (4) 議案第105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件
 - (5) 議案第106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件
 - (6) 議案第107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件
 - (7) 議案第108号 宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件
 - (8) 報 告 宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について
 - (9) 議案第112号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件
 - (10) 報 告 第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について
 - (11) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について
 - (12) 報 告 第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について
 - (13) 報 告 第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について
 - (14) 議案第100号 宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件
 - (15) 議案第101号 宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件
 - (16) 報 告 マイナンバーカードの手續に関する報告について
 - (17) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について
 - (18) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について
 - (19) そ の 他

4 出席委員（7名）

委員長	鴻池博之君	委員	芥川貴久爾君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（2名）

副委員長	浅田徹君	委員	五十嵐仁美君
------	------	----	--------

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第 99号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
- (2) 議案第103号 宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る
指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長	富田尚彦君
次長	青山佳代君
次長	白井幸雄君
スポーツ振興課長	荒武則弘君
同課主幹	岡田英治君
同課副課長	東野伸行君

- (3) 議案第104号 宇部市渡辺翁記念体育館に係る指定管理者の指定の件
- (4) 議案第105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長	富田尚彦君
次長	青山佳代君
次長	白井幸雄君
文化振興課長	中祖敏文君
同課副課長	伊藤華恵君

- (5) 議案第106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件
- (6) 議案第107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

健康福祉部

部長	佐々木里佳君
次長	島田伸弘君
次長	加生明美君

地域福祉課長 牧 田 晶 生 君

同課副課長 森 嶋 嵩 朗 君

(7) 議案第108号 宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

(8) 報 告 宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

障害福祉課長 西 條 元 康 君

同課副課長 塚 本 加 勺 里 君

(9) 議案第112号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

(10) 報 告 第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

保険年金課長 重 村 一 郎 君

同課副課長 小 川 直 子 君

(11) 報 告 宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について

(12) 報 告 第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君

同課副課長 伊 藤 淳 君

(13) 報 告 第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

健康増進課長 伊 藤 志 奈 子 君

同課副課長 奈 須 智 孝 君

(14) 議案第100号 宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

人権・男女共同参画推進課長 片 岡 由 美 子 君

同課副課長 山 口 進 君

(15) 議案第101号 宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

市民課長 津 田 裕 代 君

同課副課長 北 川 美 亜 君

(16) 報 告 マイナンバーカードの手續に関する報告について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

マイナンバーカード推進課長 民 谷 有 弘 君

同課副課長 植 本 美 和 子 君

(17) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

環境政策課長 神 代 克 徳 君

同 課 主 幹 田 辺 義 和 君

同課副課長 西 岡 茂 君

(18) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長	石 川 綾 子 君
次 長	村 岡 和 弘 君
環境保全センター施設課長	正 木 弘 君
同課副課長	植 田 昌 吉 君
同課副課長	山 村 隆 君

8 事務局職員出席者

書 記	矢 田 亜 矢 子 君
-----	-------------

———— 午前9時55分開会 ————

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは少し早いですけれども、ただいまから委員会を開会いたします。

本日、浅田副委員長と五十嵐委員につきましては、欠席の旨、届出がありましたので、御報告いたします。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります。現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それではまず、議案第99号宇部市体育施設条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第99号宇部市体育施設条例中一部改正の件について御説明いたします。

本件は、恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の既存の補助競技場の廃止、それと、野球場の改修及び多目的グラウンドの新設に伴って、利用料金に係る規定整備を行うものです。

詳細につきましては、課長が説明しますのでよろしく願いいたします。

執行部 それでは御説明差し上げます。議案集の29ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、野球場、多目的グラウンドに関するものです。

資料の1ページを御覧ください。現在の補助競技場を改修し、利用用途を拡大することから、名称を多目的グラウンドに改めるものです。多目的グラウンドは、現在工事中であり、令和6年4月に供用を開始する予定となっております。

次に、令和6年4月に供用開始予定の施設について、施設利用料について御説明をいたします。利用料の算定に当たっては、宇部市公共施設使用料の基準に基づいて算定を行いました。

この宇部市公共施設使用料の基準では、施設使用料は、維持管理費、人件費、減価償却額などから構成する施設コストから使用料原価を算定します。

次に、施設の性質により、受益者負担率を掛け、使用料単価を算出します。算出した使用料の単価について、平日、休日、入場料の有無などによる個別の利用料を設定します。

それでは、個別の施設について概要を説明いたします。資料の2ページを御覧ください。野球場の利用料案について記載しています。なお、実際の料金は、条例で定める金額を上限とし、その範囲内で指定管理者が設定するものとなります。利用料の単価は1時間当たり平日2,600円、休日は3,120円とし、各区分による利用料金は、利用料案のとおりとなります。

次に、野球場のスコアボード利用料金について説明します。資料3ページを御覧ください。新たに1時間ごとの利用区分を設定し、利用料案を作成しています。また、プロスポーツなど営利目的での利用に当たっては、これまでどおりアマチュア料金の5倍としております。

次に、多目的グラウンドの利用料金について説明いたします。資料の4ページを御覧ください。グラウンドの利用料単価は、1時間当たり平日1,700円、休日2,040円、多目的グラウンド照明設備等については、利用料単価を1時間当たり2,000円としております。各区分料金は、掲載のとおりとしております。

また、新たにバッティングゲージも設置することから、野球場と同じ料金を追加しております。多目的グラウンドは、新設の施設であります。参考として旧施設となる補助競技場の利用料金も掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 条例案と資料を比べているので、ちょっと待ってください。資料のほうには、休日の利用料が平日の2割増しと書いてあるのですけれども、議案第99号の30ページの備考欄には、「土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用をするとき」というのは、平日のことですよね。「利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。」と書いてあるので

すが、これはどちらが本当ですか。

執行部 開場日以外ですので、条例で定めているところの12月29日から1月3日は、開場日ではない日というふうに設定しています。その日の扱いは、休日、土日の扱いと同じ2割増しというふうな表記になっていると思います。

委員(猶 克実 君) だから、条例案の30ページの備考欄ですよ。「土曜日、日曜日、休日、又は開場日以外の日」……。

執行部 またはなので。

委員(猶 克実 君) 「又は開場日以外の日」というのはどういうときですか。

執行部 一応、条例で12月29日から1月3日までを休みとさせていただいて、ここは開場日ではないと。条例上、記載しますが、それは開場日以外の日と。

委員(猶 克実 君) それでは、開場日以外の日が使えるのではなくて、開場日以外の日も使えるということですか。

執行部 そうですね。

委員(猶 克実 君) そういう意味ですか。分かりました。

まだ、もう1つ。次の議会だよりに書けるようにね。今度資料のほうなのですけれども、いろいろ聞かないといけない。参考資料の2ページで、この新野球場の現行料金からの値上げ率というのが、かなり大きいのですけれども、先ほど、金額を決めるに当たって、いろいろな諸経費を計算したり、適切にこの金額をはじいたと言われました。今回新しくする工事費以外に諸経費というのは、天然の芝から人工芝に変わって、安くなったのではないかと思うのですが、この値上げの根拠は適切なものですか。他市の球場と比べて問題がない普通の値段なのかどうか、ちょっと高くなり過ぎているような気がするのですが、いかがでしょうか。

執行部 まず、近隣の野球場の利用料金のお話をさせていただきます。

下関オーヴィジョンスタジアムは天然芝です。ここは1時間当たり2,350円が利用料金になります。県内においては天然芝のところしかないので、金額を比べるに当たって、若干、違いがあろうかと思うのですが、近隣の人工芝の場所でいえば、三次市にあります三次きんさいスタジアムが2,090円、長崎県営野球場2,520円。人工芝の球場については、できた年数にもよるのですが、大体2,000円から2,500円前後ぐらいで推移をしています。

宇部市においては2,600円ということで、ほぼ人工芝の球場と同等の金額になっています。

内訳としては、先ほど言われましたように、天然芝から人工芝に変わった場合、整備費、球場を維持するための費用は落ちるのですが、やはり、減価償却の部分、30年償却をしているのですが、その部分の費用が今回人工芝新設という新たに加算されるというところで、維持管理費、人件費、減価償却額という部分で、維持管理費については天然芝から人工芝になるので減額というふうになります。建設にかかった金額に減価償却率を掛けることで、この部分がやはり人工芝

の新設ということで、年間590万円くらいの単年度の減価償却を今見込んでいます。建設コストは利用率を掛け合わせたもので算出させていただいています。その関係で、単純にですが、建設コストを除けば天然芝よりも人工芝の維持管理にコストがかかりませんので、維持管理費は安くなるのですが、新たな施設ということで建設コストが乗ってくる。このことで利用料金が上がっているという料金構成になろうかと思えます。

委員（猶 克実 君） 議案と関係があるかどうかちょっと別ですけども、今、減価償却費が年間590万円増えるからトータル的にはコストはかかっているという説明ですよ。それでは、天然芝を人工芝に変えるメリットというのは何ですか。

執行部 まず、安定して球場を使っていただくということになろうかと思えます。天然芝の場合、やはり利用時間が増加してくると、芝の生育上、どうしてもうまく生えそろうないということで、例えば、分かりやすく言うと、野球場の場合、守備の位置には芝が生えない。日頃使わない、外野の端のほうは芝は緑になっているけれども、プレーをする大切なところ、走路であったり、そういうところがやはり使えば使うほど、芝の生育がなく、土が出てしまうという部分があるので、プレーをする側においても条件が悪くなるということで、どうしても休ませないといけない。そういったことで、現在、高校野球であったり、大きな大会の前には、必ず、前もって休む期間、大会が終わった後も休ませる期間や冬の間、霜が降りれば、やはり芝を傷めますので、午前中は使わせていません。大体稼働率、稼働できる日数が約50%です。というところで、試合以外での利用をやはり制限していたということで、子供から大人まで、野球場でやる機会というのが少なかったのが、今回人工芝にすることによって、その辺りは解消できるのではないかと思います。

以上です。

委員（猶 克実 君） 分かりました。

では、もう1点。いろいろな時間制で使う部分がありますよね、アーバンスポーツの部分だとか。この時間単位で料金を徴収する方法はどうなりますか。団体であれば、2時間といった時間単位ですぐ分かるけれども、個別に一人一人の料金をばらばらにしたときに、どう管理してこの料金を徴収されるのでしょうか。

執行部 時間当たりの利用料金ということでよろしいですか、多目的グラウンドの……。

委員（猶 克実 君） いろいろなところですか。

執行部 はい。基本的に利用に当たっては、団体が予約、個人でもいいのですが、予約して利用するということなので、少し表現的に難しいのですけれども、入場者一人一人から料金を取るというふうなやり方ではなく、申請に対して利用料——利用時間に対して利用料が発生するというので、1人で利用しても100人で利用しても、1時間当たりの単価というのは変わらないということです。

委員(猶 克実 君) 団体を想定しているという話なのですが、個人がもしばらばらに20人来たら、この人は何時から使ったとか、タイムチェックをするような何かしらのものを渡して、どういうふうな徴収の仕方をされるのですか。個人では使えないのですか、使えるのでしょうか。

執行部 この利用については、基本的に1つの申請に対して使える面積というのが決まっていますので、個人が全面を借りられたら、ほかの人は使えません。

委員(猶 克実 君) 意味がちょっとつながっていないのですが、例えば、スケートリンクなど、ここにはありませんけれども、スケートリンクを1人、あるいはペアで使うという想定での料金と——これは1人当たりではなくて、1団体当たりの1時間の料金ということになるので、1人を想定してないのですね、それならば、分かるのですが。

執行部 今回御提案させていただいているのが、多目的グラウンドと野球場の2か所ですので、今委員が言われている、仮にですがアーバンスポーツをやるスケートボード場については、今回の条例の上程の中には入っていないので、説明が少し食い違っているため、大変申し訳ないのですが……。

委員(猶 克実 君) 入っていない。

執行部 そうですね、今後想定される部分として、スケートボード場で利用料を発生させる、させないというのも、当然、これから上程する際には御説明をしていかないといけないのですが、基本的に不特定多数の人が使う、占有面積を有しない、入場料的な利用料の徴収になるものについては、個別に申請し、利用料を払っていただくという形になろうかと思えます。

例えば、今のユーピーアールスタジアムにはトレーニングジムがあるのですが、ここについては、ジム利用料という形で先に利用料を払っていただいて、入場いただくというような形なので、入場料という形での徴収が想定できるかと思えます。以上です。

委員(猶 克実 君) ちょっとまとめて、今、議会だよりに書かれるのに、まず質問を整理すると、個人での使用を考えた利用料ではなくて、団体使用を考えた利用料であるということですね。

執行部 はい。個人で申し込むこともできるのですが、申込みに対して、貸し出す面積というものが決まっている。

委員(猶 克実 君) 全部ということですか。

執行部 はい、そうですね。

委員(猶 克実 君) 1人で全部借りる人はいないよね。以上です。

委員長(鴻池 博之 君) ほかに。

委員(吉松 剛 君) 資料4ページなのですが、今多目的グラウンドのイメージ図について、フットサルコートは3面あると思っただけですか。

執行部 一応、ラインが引いてあるのは3面です。少し余白地があるのですが、多分、正式にコートを利用はできないと思いますので、利用コートの大きさがこの定型ではない、長さによって——長さは自由に決められるというところがあるのですが、基本的なサイズとしては、3面とっております。

委員（吉松 剛 君） そうすると、3面を3団体が別々に使うということがあると思うのですが、その場合、照明の料金というのはどうなるのですか。

執行部 まず、利用料については3分の1という大きさを今設定しています。サッカーコートとフットサルコートということでそれぞれ、フットサルは1面というので3分の1の料金になるかと思います。照明設備についても、フットサルコート1面という単位で照明を使っていたらどうなっています。

4ページの多目的グラウンド照明設備等利用料単価の黄色い表の右側下の中段、利用料案、夜間照明設備、1時間につき2,000円です。

委員（吉松 剛 君） そうしたら、もし1つの団体が使う場合、例えば1時間600円ですよね。3団体がもし同時に使った場合は1,800円、3倍とるのですか。

執行部 そうですね。それぞれ。

委員（吉松 剛 君） 分かりました

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

委員（志賀 光法 君） すみません。3点ほどお聞きします。まず、野球場なのですから、例えば、放送設備、音響設備を使った場合は、グラウンドのほうにお金がかかるのか、それとも無料なのか。また、スコアボード利用料金はどちらにかかるのでしょうか。

執行部 今回の改正案の中には入っていないのですが、一応条例上は、放送設備は放送設備で個別に表記をさせていただいています。

委員（志賀 光法 君） それでは、多目的グラウンドのほうについて質問しますが、一番最初の1ページ目のほうでは、左側の大きい図案ではサッカーコート、右側のほうではフットサルコートがあります。通常はこれ、人工芝ですよ。コートの区画は全てペイントしているという状況でしょうか。

執行部 基本的に、今ここで表しているラインについては全てペイントしております。

委員（志賀 光法 君） 最後に質問しますが、これまでは補助競技場ということで全面利用、半面利用、3分の1利用があったと思います。このたびは、明確に、競技ごとの利用区分ですけれども、例えば、いろいろなイベントで半面を使いたい場合、2団体が半面ずつ使いたいという場合、どうなるのでしょうか。

執行部 半分というのがセンターラインで半分に区切るというようなイメージでしょうか。恐らく、ここの利用については、基本的にはフットサルコートの大きさを準用するような形で、何

面分かくらいというような運用になるというふうに思います。それについては条例に一応示しているのですが、それ以外の運用の部分については、指定管理者のほうと細かく調整をし、なるべく利用しやすいような料金設定ができるよう話していきたいというふうに思っております。

委員（志賀 光法 君） 最終的に、これは上限であって、指定管理者を決めるということでその辺の運用については、利用者にとって利益になるように考えていただきたいと思います。以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようであります。討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第99号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第103号宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第103号宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件についてですが、これにつきましては、指定管理者を指定することについて議決が必要ですので、提案させていただきました。

内容につきましては、課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは議案集の47ページを御覧ください。施設位置図を資料としております。

本件につきましては、宇部市楠地区にあります若者センターや、体育施設、体育広場など4施設を一体的に管理運営する指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者を選定したところです。指定管理候補者は、特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき、会長佐々木宏志です。

次に、指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

指定管理候補者を選定するまでの経緯についてですが、申請要項を本年9月1日に配付しました。応募は1グループで、申請は本年10月2日に提出されました。指定管理候補者選定委員会を本年10月27日に開催しました。選定委員会はコミュニティスポーツくすのきが、これらの

施設の指定管理者としてふさわしいかどうかを判断するために、公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、弁護士1名、大学教員1名、中小企業診断士1名、市職員2名の合計5名を選定委員とし、選定に当たっての審査基準及び審査結果については、参考資料の5、審査基準、配点及び審査結果を御覧ください。審査基準及び配点については、表の1から5までのとおりです。各委員100点満点で採点し、合計点の平均が基準の60%を超えていることから、指定管理候補者として適正と判断したところです。

このたび、指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、年度内に基本協定を、令和6年4月に年度協定をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 先ほど言われたのは、合格点が60点ですよね。62点というギリギリの数字なのですけれども、この中で、3番の事業計画書の内容が、施設管理に係る経費の削減を図るものであること、ここの部分は60%っていないのですよね。これ、60点を超えているから問題ありとは言いませんけれども、3番の部分で点数が低いというのは、どういったところ、これは具体的になぜ低いのでしょうか。

執行部 予算規模的に、事業規模的に、縮小できる範囲というのが、やはり限られている中で、なかなか評価に値するような取組というのがしにくいというところがなかなか点数が出ないところの1つかなと思います。

以上です。

委員（猶 克実 君） 事業評価的に点数が出しにくいという意味ですか。出しにくいということで点数が低いというのであれば、応募者に気の毒ですけれども。

執行部 すみません。事業者が、提案の中に書きにくいので評価できなかったということです。少ないので書けなかったということになろうかと思えます。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

委員（猶 克実 君） はい。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第103号宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、2議案、一度に御説明させていただきます。

議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件と議案第105号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件についてです。

こちらにつきましては、詳細は担当課長が御説明しますのでよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、両議案を一括して説明させていただきます。

議案集の49ページ、51ページを御覧ください。

本件につきましては、宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館の2施設を一体的に管理運営する指定期間が、令和6年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者を選定したところです。

指定管理の候補者は、両会館ともに、公益財団法人宇部市文化創造財団理事長渡邊祐二です。

次に、指定の期間ですが、両会館ともに令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としています。

それでは、参考資料に基づいて説明をさせていただきます。

1、選定についてを御覧ください。

宇部市文化会館が施設の改修工事のため、令和6年1月から2年程度休館することとなっており、施設の休館という特殊な事情に鑑み、休館中の2年間については、文化振興の推進や、両会館の適切な管理運営を行っている同財団に引き続き任せることが適当と判断し、指定期間を2年とした上で、非公募で単独指定としたものです。

次に、参考資料の2、指定管理候補者選定の経緯を御覧ください。

申請書が令和5年10月18日に提出されましたので、指定管理候補者選定委員会を令和5年10月26日に開催いたしました。選定委員会は、宇部市文化創造財団が、これら施設の指定管理者としてふさわしいかどうかを判断するために、公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、弁護士1名、大学教員1名、中小企業診断士1名、市職員2名の計5名を選定委員としまして、審査基準に基づき、申請書の審査、申請者によ

るプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に評価いたしました。

選考に当たっての審査基準及び審査結果につきましては、参考資料の3、審査基準、配点及び審査結果を御覧ください。審査基準及び配点としましては、表の1から5に掲げましたとおりであり、各委員が100点満点で採点し、基準の60%を超えたことから、指定管理候補者としての適性を判断したところです。

このたび、指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、年度内に基本協定、令和6年4月に年度協定をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 質疑の前に、議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件と議案第105号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件、一括説明となりましたので、質疑については一括でお願いをいたします。

質疑はありますか。

委員（猶 克実 君） 参考資料の1に書いてある文章の中で、施設の休館という特殊な事情に鑑み、2年間の指定期間となるとのことですが、休館中の指定管理者の主業務というのはどのようなものがあるのでしょうか。

執行部 休館中の指定管理の業務、文化会館のほうなのですけれども、エレベーター等の保守点検業務、そういったものがございますので、引き続き、指定管理として業務をしていただくという形になっております。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） エレベーター以外には何か。例えば、工事中ですが、工事ではないときがあると思うのですけれども、2年間ずっとやっているわけではないから、どのような業務があるかという、エレベーターの保守管理はもう分かり切ったことで、ほかに何がありますか。

執行部 まず、ほかに指定管理業務といいますと、例えば休館中の代替施設の御案内とか、そういった業務がまずあります。令和7年度に入りますと、令和8年度からもう使用が始まるのですが、予約の受付というのが1年前からという形になっておりますので、令和7年度からはそういった業務も発生してこようかと思えます。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 分かりました。

それと、渡辺翁記念会館について、村野藤吾さんの作品ということで、見学する人が来られているのです、今でもね。その人たちに対する案内、玄関だけでも見せてあげるというようなこと、そういった業務は入っていますか。

執行部 渡辺翁記念会館のほうにつきましては、今までどおり見学等もしていただけますので、そういった受付、御案内等もさせていただいているところです。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 確実な確認をしていただきたいのですけれども、現実、年間何人が観光で来られた際、中には入れないということにはならないですか。ほかの団体が借りているときでも玄関ぐらひは見ていただきたいと思ったりするのですが。そういった案内業務の役割がどこにあるのか、はっきり確認しようと思ったのですけれども、指定管理業務の中に入っているのですね。休館中も観光客が来ると思うのですけれども、そういった業務も書いてあるのですね。

執行部 渡辺翁記念会館を利用者が使用中の場合、別の方からそういう案内、玄関を見たり、ロビーを見たりされたいというときのことだと思うのですけれども、そうした場合につきましては、指定管理者が実際ホールを使っていらっしゃる利用者の方と話していただいて、可能というのであれば、御案内はさせていただけるように思います。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） そうすると、可能かどうかを確認するのも業務に入っているのですね。

執行部 そちらのほうも業務の中に入っています。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） そこは、本当、せっかくインバウンドで宇部に村野さんの作品を見に来るということで、皆さん御存じでないかも知れないのですが、全国の建築設計事務所の結構な人数が来られているのですよね。

その人たちが見られるかどうかということで、今日は見られませんよという対応でもいいのですけれども、できるだけ対応ができるということを指定管理者の業務にきちんと書いておいていただきたい。金がかかることではないのですけれども、管理されているのであれば、休館中もですね。以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

ないようであれば、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第105号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件及び議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。一括で説明をお願いします。

執行部 それでは、議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件、議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について御説明をいたします。この2つの議案ですが、隣接した2つの建物のため、指定管理者を一本化していることから、一括して御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。御審議のほどよろしく申し上げます。

執行部 それでは、議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件と議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件の2つの議案について御説明いたします。

この2つの議案ですが、隣接した2つの建物のため、立地環境を生かして、一括管理することで、貸館や駐車場管理業務において、市民の利便性の向上、業務の効率化及びコスト削減などを考慮し、指定管理を一本化しております。

それでは、1、施設の名称及び位置ですが、名称は宇部市総合福祉会館、位置は宇部市琴芝町二丁目4番20号と、名称は宇部市多世代ふれあいセンター、位置は宇部市琴芝町二丁目4番25号になります。

宇部市総合福祉会館は、鉄筋コンクリート造り、4階建て、延べ床面積は3,311平米の建物で、諸団体の活動拠点と会議や研修会などの各種活動のための施設貸付けを行っております。

宇部市多世代ふれあいセンターは、鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上5階建て、延べ床面積5,321平米の建物で、諸団体の活動拠点と会議や研修会及び各種発表会と文化行事の開催などに施設貸付けを行っております。

2、指定管理候補者ですが、団体名はアジアJVで3事業者の共同企業体となり、代表団体はアジア宅建株式会社、代表者名は代表取締役久保逸記になります。なお、今回の候補者は、現在の指定管理者と同一法人になります。

3、指定期間ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間になります。現在の指定管理者の指定期間は平成31年4月から令和6年3月末までの5年間です。

指定期間を5年から1年に短縮した理由ですが、宇部市総合福祉会館は昭和49年の建築で、今年で築50年になり、耐震性が基準を満たしておらず、設備や空調機器の老朽化が進み、維持管理費が高額であることから、令和7年3月で閉館を予定しており、そのため、1年間の短期契約となることから、延長契約とするものです。

4、経緯と選定理由ですが、まず、事業者の選定については、受託者の知識や経験を本事業の実施に活かしていくことが、本市にとって適切であるとの判断から、プロポーザル方式を採用しております。申請期間は令和5年10月20日から10月23日まで、申請数は、今回候補者となったアジアJV、1団体です。

選定委員会は、令和5年10月31日に開催しました。選定理由については、資料にお示しのとおりです。

なお、5、評価結果は、選定委員会による候補者の評価点をお示ししております。現在の指定管理者と候補者は同一法人ですが、適切に業務を行っており、次期指定管理者として問題ないものと考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第106号宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第107号宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 続きまして、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件です。

これは宇部市障害者生活支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件について説明いたします。

資料2ページになります。

まず、施設の名称でございますが、名称は、宇部市障害者生活支援センター、位置は宇部市鶴の島町5番21号になります。

宇部市障害者生活支援センターは鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ床面積は77.8平米の建物で、高齢者世話付住宅、重度身体障害者自立支援付住宅などがある、鶴の島の市営住宅と

同じ敷地内に平成12年12月に設置されました。本センターの設置につきましては、宇部市障害者生活支援センター条例に規定されております。

本センターでは、施設の維持管理に関わる業務を行うほか、ほかの主な実施事業といたしまして、障害者等からの様々な相談に対応する障害者相談支援事業、高齢者世話付住宅、こちら24戸該当住宅がございますが、そちらの世話を支援する高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業、ほかに重度身体障害者の住宅、これは車椅子で直接入れる住宅というのが8戸ほどございます。そちらの生活を支援する、重度身体障害者自立生活支援事業を実施しており、何かあれば、そちらのセンターとこちらの住宅が連絡可能な体制となっております。

2番、指定管理候補者でございますが、団体名は社会福祉法人神原苑、代表者名は理事長濃川則之になります。なお、今回の候補者は、現在の指定管理者と同一法人になります。

3、指定期間ですが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。現在の指定管理の指定期間は、平成31年4月から令和6年3月末までの5年間となっております。

指定管理期間を5年から3年に短縮した理由でございますが、先ほど主な実施事業として障害者相談支援事業を説明させていただきましたが、本センターとは別に、本市が別の1団体にこの業務を委託しております。そちらの委託期間が3年間であることから、委託期間の同一化を図るため、今回この指定期間を3年間にしたものでございます。

4、経緯と選定理由でございますが、まず、事業者の選定方法につきましては、先ほどと同様でございますが、やはり専門的な知識、ノウハウ、そういったものをこの事業に生かしていただきたいということが、本市にとって適切であるという判断から、今回、公募型プロポーザルを採用しております。

公募期間は、令和5年9月27日から同年10月19日までの約3週間、申請数は、今回候補者であります1団体、そして選定委員会は令和5年10月31日に開催いたしました。

選定理由といたしましては、記載のとおりでございます。

現在の指定管理者と候補者は同一法人でございますが、適切に業務運営をしておりますので、次回の指定管理者として問題はないものと考えております。

5、審査結果でございますが、資料のとおり、各審査員の合計平均点を記載しております。この平均点が61.5点となっております。

本市の審査基準では60点以上を候補者の条件としておりましたので、このたび申請者を候補者として選定したものでございます。

なお、VI 外部評価委員会による実績評価については、外部評価の結果が加点減点の対象にならなかったためゼロ点としておるところでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 審査結果のところに61.5点と60点ぎりぎりなのですが、ほかのところでは、障害者支援センターの審査項目の3番目の運営組織と体制という項目は、他の施設の施設管理に係る経費の削減を図るものとは異なるのですが、それは特別に何か理由があるのでしょうか。

執行部 この審査結果でございますが、この2の事業計画というところに、実は今回の提案価格に対する評価というところが含まれております。その中で、今回申請いただいた団体が上限額いっぱいといいますか、上限額で申請されましたので、結果的にこの点数が基準上、ゼロ点となってしまったので、ちょっとこの事業計画のところが45点の配点に関して24.9点と、かなり低くなっているというところなんです。

委員（猶 克実 君） もう1つ、5のその他特筆すべき事項の点数が低いのですけれども、その他特筆すべき事項というのは何でしょうか。

執行部 ここは、様々な提案がある中で、その他として何かあるかというところで評価をさせていただいております。今回それに関する記載もございましたが、例えば緊急時の対応など、そういったものの記載がございました。ただ、そのあたり、通常の業務の範囲内といいますか、若干委員さんの評価が、少し低かったのではないかと推測しているところでございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。志賀委員

委員（志賀 光法 君） 1点だけお伺いします。指定管理期間を5年から3年にした理由としては、委託事業に合わせるのとこのことですが、委託している事業の受託者と指定管理者は同じだからなのか、全く別だからなのか。その辺をちょっと詳しく説明してください。

執行部 先ほど、障害者相談支援事業を本市で2か所ほど、選定していると申し上げましたが、この2事業は同じ事業ですが、それを2法人に委託しております。ただ、現状、片方の指定管理期間を5年間、もう片方が実は今2年間の委託期間になっておりますので、全く同じ事業に関し、委託期間が違うというのはいかかなものかという判断がございまして、このたび、それぞれの事業が令和5年度末で終了になりますので、令和6年度から令和8年度までの3年間に合わせるという趣旨で今回3年間に短縮したというところなんです。

委員（志賀 光法 君） 委託先と今回の指定管理者を受けるところは一緒ということですか。

執行部 障害者生活支援センターの指定管理業務の中にまず1つ、障害者相談支援事業というのが含まれておりますので、今回認められるのであれば、このたびの神原苑、もう1か所は、これから公募で来年度以降の事業所を選定するところでございます。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第108号宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市障害福祉プラン策定の進捗状況について、報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは、報告案件、宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況についてです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは報告事項、宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況につきまして、資料の3ページに沿って説明いたします。

まず、計画名でございますが、第五次宇部市障害者福祉計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の3つの計画になります。

まず、1番上の障害者福祉計画、こちらは本市の障害福祉の施策や方針などを示す全体計画の位置づけ、また、障害福祉計画、障害児福祉計画、こちらはそれぞれ障害者や障害児のサービスの見込量などを示す実行計画の位置づけとなっております。これらの計画を市としても一体的に進める必要があることから、3つの計画を障害福祉プランとして1冊にまとめておるところでございます。

根拠法令については、記載のとおりでございます。

基本理念についても、現計画と変更ございません。また、総合計画においても、この理念を基本方針として今掲げております。

基本目標も、現計画と変更ございません。

計画期間でございますが、この3つの計画期間それぞれ令和5年度までとなっております。そ

のため、今回令和6年度からの計画を策定することになりますが、障害者福祉計画は、県のやまぐち障害者いきいきプランの計画期間に合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、国の基本方針による目標設定が令和8年度までとなっていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

重要施策でございますが、今回新たに2つの項目を重要施策として掲げております。

1点目が、障害についての理解促進です。これは、障害福祉に関する全ての施策の原点、基本となることから、今回、重要施策として掲げております。

2点目が、発達障害に関する支援体制の充実です。近年、児童のサービス利用、特に発達障害児に関わるサービス量がかなり増えておりまして、5年前と比べると約2倍の給付費となっております。このあたり、特に未就学児の新規の利用者が増えており、早期の療育を希望している保護者も多いことから、今回重要施策としているところでございます。

その下の新規・拡充事業につきましては、アンケートや、本市が抱える課題、近年の社会情勢、法改正の動向などを踏まえ、新たに取り組んでいく事業を構築しました。こちらに主な新規事業を記載しておりますが、例えば、①の外出しやすい環境の整備として、トイレなど外出時に必要な情報を記載した、お出かけマップのようなものを整備していきたいというところがあります。

また、その下の②ですが、療育関係機関連携の強化、やはりこれも福祉医療、教育、そのあたりの関係機関の連携を強化し、情報を共有し、切れ目のない支援体制の構築、こういったものが必要と考えておりますので、これらのことも、今、新規事業として考えているところでございます。

また、計画策定のスケジュールですが、別紙、計画策定スケジュール（健康福祉部関係）、こちらのほうを御確認いただければと思います。

こちらの障害福祉課該当分は、1番上の宇部市障害者福祉プランになります。

スケジュールでは、本年5月に1回目の協議会を開催いたしました。この協議会は、地域自立支援協議会という名称で、本市の障害福祉の施策や計画などを審議する機関になっておりますが、本年度の計画策定のスケジュールなどを協議会で説明いたしました。

その後、市民の方、また、障害当事者、関係団体、事業所そういったところからアンケート等による意見を聴取いたしまして、先ほど申しましたように本市を取り巻く課題などを整理して、本市の計画の骨子案を作成いたしました。

本年10月には第2回の協議会を開催し、骨子案について協議を行い、その後、関係団体や庁内の関係課から、骨子案を基に作成した素案について意見を聴取いたしました。

また、おとといなのですが、本年12月10日に第3回の協議会を開催したところですが、この素案に関する様々な意見を頂きましたので、これらの意見を踏まえて、年末から年始にかけてパブリックコメントを今実施する予定にしています。

今後は、パブリックコメントの意見を踏まえまして、最終的な計画案を第4回の協議会で示し、年度内に計画を作成する予定となっています。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 重要施策の障害についての理解促進という部分ですけれども、これは多分、毎回ずっと言われ続けてきたことで、例えば、理解の促進だから、合理的配慮であるとか、今までどおり大体想定できるのですけれども、今回の計画の中にあるのかないのか分かりませんが、私の場合、意見を言うのがこしかなないので、言わせていただきます。耳——目の場合、途中から見えなくなった人、視力が悪い人というのは外観から見たらすぐ分かるわけですね。心、この場合はちょっと外から見たのでは分かりません。あと、耳の場合は、外から見たときに、全く区別がつかない。だから、理解をするというときに、例えば、聴覚障害の団体に入っている人たちの中には手話ができたり、いろいろな教育であったり、そういった人を対象に計画がつけられていると思うのですけれども、途中から聞こえなくなったり、大人になって、結構、高齢者の場合も多いのですよ。そういう人たちを対象とするような場合、例えば、手話をやれと言っても、いきなりでは——少しぐらいであればできるかもしれないけれども、そんな手話で解決するような簡単な問題ではないのですけれども、そういう人たちを対象にした障害者福祉のプランというのは、今回あるのですか。

こういう場ですから、聞くところがないので。私はプランを見ているわけではないので。

執行部 細かい施策まではあれなのですけれども、今回、令和4年度に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、こちらのほうが制定されております。当然、そういう情報の入手ができるということもありますし、また来年4月には、民間企業の合理的配慮の提供が義務化されます。そういった中で、この理解促進、やはりアンケートをとってもまだまだ本当に切ない意見、本当に差別等含めたことも考慮していただいておりますので、このあたり施策を進めていきたいと思っていますところです。

委員（猶 克実 君） この場でしか言えないので、言うのですけれども、本当、合理的配慮がほとんどできてないと思うのです。多少、こういう市役所の中、議会等で磁気ループがあったりして、一般と同じようになっていると思いがちなのですけれども、まちなかはまだまだで、ひどい目に遭っています。例えば、補聴器をつけていて、前はひもがついた補聴器だったりすると、「ラジオを聴きながら、私の話を聞くのか」と言って、「真面目に話を聞け」とか、「音楽を聴きながら話しをしている」と、三、四万円もするような補聴器を引っ張って何回壊されたか分からない。けれども、何というか、社会は障害者ばかりであるという気持ちになれば、そんなに引っ張って壊さなくてもという思いがあったりします。それから、片方聞こえない人、実は私

もそうだけれども、物すごく多いのですよ。だから、道で聞こえているふりをしている人はたくさんいますが、意外と見た目では分からないという人が多いのです。そういう人たちの範囲で、やはり、理解促進の中に、目に見える障害者と目に見えない障害者がいるということ、特にやってほしいという気がします。そのことがないと、合理的配慮もないようなものですよ、全く、健常者に見えてしまう。それが世間には全然伝わっていない。

以上、そういうのはあるのですか。

執行部 今、委員さんおっしゃられた意見を踏まえて、施策のほうに少し反映させたいと思います。ありがとうございます。

執行部 すみません。ここで発言することではないのかもしれないのですが、今回、4つの計画をお示ししております。

これについては、この場だけの御意見というのはなかなか難しいと思っておりますので、今から4つ全てパブリックコメントを行う予定としておりますので、今のような御意見も含めて、また御意見頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、国民健康保険法施行令、地方税法等の一部改正に伴い、出産されます被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減、その他所要の整備を行うものです。

詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、お手元の健康福祉部資料に沿って御説明をいたします。4ページをお開きください。

まず1点目、本条例の改正の趣旨についてですが、今回の改正は、主に国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備、地方税法の一部改正に伴う所要の整備の2点であり、上位法及び関係法の一部改正に合わせ、所要の整備を行うものです。

続きまして2点目、改正内容についてです。

まず、国民健康保険法施行令の一部改正の関係ですが、これは、今回の条例改正の要となる出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減制度の創設についてです。これは、出産する予定の国保被保険者または出産した国保被保険者、その方御自身にかかっている所得割保険料及び被保険者均等割保険料について、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの計4か月間の保険料をゼロにする制度を新たに創設するものです。

本市の国民健康保険料は、被保険者の所得に対し賦課する所得割、世帯の人数に応じ賦課する被保険者均等割、1世帯当たりとして賦課する平等割の3種類の合計額となります。この所得割、均等割、平等割の3種類のうち、所得割、均等割の2種類について、4か月間ゼロにするものです。ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの計6か月間になります。

軽減期間の具体的なイメージは、資料の図のとおりです。

続きまして、具体的な軽減額について、資料4ページ下のエ、軽減額（例）に沿って御説明をいたします。

前提条件として、出産被保険者が40歳未満、単体妊娠、令和5年度保険料率の場合で計算します。

まず、所得割について、出産被保険者御本人の所得が250万円の場合、4か月間での軽減額は、8万3,145円。出産被保険者御本人の所得が400万円の場合、4か月間での軽減額は14万3,395円となります。

次に、資料5ページの上に記載の被保険者均等割について、所得が少ない世帯に対しては、以前から被保険者均等割が軽減される制度があります。この軽減制度に該当される方が、産前産後保険料軽減にも該当される場合、まずは、所得の少ない世帯に対する軽減を行った上で、さらに産前産後保険料の軽減を行うこととなります。

まず、低所得者軽減がない世帯の場合、出産被保険者御自身の4か月間での軽減額は1万1,134円。低所得者2割軽減世帯の場合、軽減額は8,907円。5割軽減世帯の場合、軽減額は5,567円。7割軽減世帯の場合、軽減額は3,340円となります。

続きまして、地方税法の一部改正の関係について、これは、令和4年度税制改正に伴い、地方税法において、所得税及び個人住民税に係る上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告方法に関する規定が改正されたことに伴い、これと連動する本条例の規定について、所要の整備を行うものです。

続きまして、3点目、施行期日について、国民健康保険法施行令及び地方税法の改正規定と同様に、令和6年1月1日としております。

続きまして、4点目、経過措置について、改正条例の施行期日が令和6年1月1日であることから、産前産後期間の保険料軽減の対象となるのは、令和6年1月以後の期間に係る保険料であ

ることを規定するものです。

最後に5点目、このたびの12月補正予算で、令和5年度分保険料軽減見込額、令和6年1月から3月相当分、52万円を計上しております。この52万円の財源については、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 1番最後の、市の負担が4分の1、この財源はどこから捻出されるのですか。

執行部 市4分の1の財源につきましては、地方交付税普通交付税の中で算入されることになっております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について、報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは続きまして、報告案件です。

第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査実施計画策定の進捗状況について、詳細について、課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、お手元の健康福祉部資料に沿って御説明をいたします。6ページをお開きください。

まず、この計画は何かと申しますと、健康医療の分野では、近年、健診の受診結果、医療機関での受診結果等の電子化が進展し、データの蓄積が進んでおります。計画名称にもデータヘルスとありますように、これらの蓄積されたデータを分析、活用し、効果的・効率的な保健事業を進めるための計画が、この計画であり、EBPMの手法をふんだんに活用した計画となっております。

この計画は、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画の2つの計画を1くくりにしたものですが、これは両計画が密接に関連しているためであり、全国的にも2つの計画を1くくりとしております。

それでは、資料に沿って御説明をいたします。

まず、根拠法令について、データヘルス計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針、これは厚生労働省の告示です。

また、特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律です。

次に、基本理念について、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

次に、基本目標については、慢性腎臓病、脳血管疾患を予防し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るものです。

データ分析の結果、本市においては、糖尿病に起因する疾病が非常に多いことが判明しています。糖尿病が進行すると、最終段階では、人工透析が必要となります。人工透析に至ると生活の質が大いに低下し、また、多額の医療費も要することから、本計画は、糖尿病対策を柱とした目標としております。

計画期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間です。この期間については、全国的に同様です。

重要施策については、大項目としては5つ、1点目が、糖尿病等の重症化予防、2点目が、生活習慣病発症予防・保健指導、3点目が、早期発見・特定健診、4点目が健康づくり、5点目が、服薬管理としております。

このうち、1点目の糖尿病等の重症化予防の具体的な事業としては、

- (1) 糖尿病未治療者（特定健診受診勧奨域以上）への受診勧奨事業。
- (2) 糖尿病治療中断者への受診勧奨事業、これは新規事業です。
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業。
- (4) CKD（慢性腎臓病）受診勧奨事業、これは新規事業です。

これらの事業を計画しております。

2点目の生活習慣病発症予防・保健指導の具体的な事業としては、

- (1) 特定保健指導、これは拡充事業です。
- (2) 特定保健指導利用率向上事業、これは新規事業です。
- (3) 生活習慣病予防事業。

これらの事業を計画しております。

3点目の早期発見・特定健診については、

- (1) 特定健診受診率向上事業。

5点目の服薬管理については、

- (1) 重複服薬者保健指導事業。
- (2) 後発医薬品使用促進事業。

これらの事業を計画しております。

最後に、本計画に関する、これまでの取組と今後のスケジュールについてですが、先ほどの別紙資料、計画策定スケジュールを御覧ください。

一番下の段になります。

本年6月に計画策定に着手、10月27日に国民健康保険運営協議会第1回を書面開催し、骨子案に対する御意見を頂きました。引き続き、11月20日に国民健康保険運営協議会第2回を開催し、この素案に対し、御意見を頂きました。頂きました御意見を反映し、年明け1月から1か月間、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメント終了後、頂いた御意見を反映させ、2月中旬に開催予定の国民健康保険運営協議会第3回に最終案を示し、最終調整後、3月に計画を策定する予定としております。

なお、本計画の内容が専門的であり、市民の方から見て大変分かりにくいことから、本計画の概要版を作成し、パブリックコメントにも添付したいと考えております。

本計画策定後においても、広く市民の皆様を知っていただけるよう、概要版を活用していきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（志賀 光法 君） 1点だけ教えてください。特定健診の受診率を向上させる大事なことなのですが、現状どのぐらいなのでしょう。

執行部 令和4年度の実績が34.4%になります。ここ数年30%を少し超えたあたり前半で推移をしております。

委員（志賀 光法 君） 今回データヘルスとの計画と一緒にということで、まさに関連があると思うのですが、将来目標はどのぐらい向上させて事業をやるのですか。どのぐらいを予定していらっしゃいますか。

執行部 将来的には、国が全国的に特定健診の受診率60%という目標を示しております。本市においても60%に到達できるよう、受診勧奨と頑張ってもらいたいと考えております。

委員（志賀 光法 君） すみません、私自身も行ったことがないのですけれども、どの辺に課題があるのか。年齢的に課題があるとか、どこをターゲットとするのかをしていかないと、なかなか向上しないと思うのですけれども、その辺りの考え方を教えてください。

執行部 現状で申しますと、受診率はやはり年齢が高くなればなるほど高いという傾向が出ております。この特定健診の目的ですが、生活習慣病を早期に発見し、重症化する前に治療につなげようというのが目的ですので、40代から特定健診というのを開始することになっておりますので、40代から、できるだけ早く発見できるように努めてまいりたいと思っております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委員（猶 克実 君） このデータヘルス計画そのもののデータ収集の方法ですけれども、スマートフォンの中のヘルス何とかというのがあるのですけれども、それからですか。それとも受診した医療機関のデータからですか。もともとのデータの収集元はどこですか。

執行部 データの収集元ですが、まず被保険者一人一人の方が受けられた特定健診の受診結果であったり、一番大きなものは、被保険者の方が、医療機関で保険診療されて受けられたときのデータ全てを持っておりますので、それらデータを分析しながら、効率的・効果的な保健事業を進めていこうと考えています。

委員（猶 克実 君） ということは、下から2番目の重複服薬者保健指導事業、これ、いろいろな病院に行き、同じ薬をもらったりすることも防ぐことができということですよ。これ大事なことですね。

それから、先ほどの特定健診の件で、私も意見がありますが、日時と場所が書いてあるものが送られてくるのですけれども、あれ本当に全部行ったら、宇部市民が行けないぐらいの対応になるでしょう。だから、行けるタイミングが少ないのではないかと思ったのですよ。私も行ったことがないのですよ。行きたいので探してみるけれども、指定場所に全員が行けないというのが本音です。ただ、広くやっていってくれなければ困るからという都合もあるのでしょうかけれども、そのところを改善しないとアップしないような気がするのです。今日のテーマとちょっと外れているかもしれないけれども、いかがでしょう。

執行部 特定健診の受診について、今、委員のおっしゃられた集団健診、1つは、健診用のバスが停まっている保健センターに集まっただき、受診されるというタイプの集団健診、もう1つは、各医療機関、市内の医師会に加入しておられる、およそ80の医療機関と契約しておりますので、かかりつけのお医者さんでも構いませんので、医療機関で特定健診を受けていただくことも可能というものです。

ちなみに、集団健診ですけれども、本年度につきましては、年間計14回バスを呼んでおりま

す。1回当たりおおよそ100人弱の方に受けていただくことが可能ですので、例えば1回100人と計算しましたら、集団健診で14回ですので、満員になれば1,400人、それにプラス、各個別の医療機関での特定健診ということになります。以上です。

委員（猶 克実 君） 個別の医療機関の部分というのがあまりよく知られてないですね。患者さんがいる中で、わざわざ健康な人が健康診断をしに行くというのは行きにくいという面もありますから。その受診者の数値を上げようと思ったら、何らかのアイデアを出さないと難しいと思いますね。今のままでは。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、以上で、第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは、令和5年度第1回宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について御報告をいたします。

本委員会は、地域密着型サービスの運営に当たり、被保険者、そのほかの関係者の意見を反映させて、また、学識経験者からの意見も頂きながら、介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項等に規定する措置として、委員会を設置しているものです。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。

執行部 それでは、初めに、宇部市地域密着型サービス運営委員会についてですが、この委員会は、介護保険法に基づき設置するもので、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬、その他市長が必要と判断した事項について、市長に対し意見を具申する役割を担っています。

それでは、令和5年度に開催いたしました宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について、資料に沿って御報告いたします。資料の7ページを御覧ください。

まず、地域密着型サービスとは、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、市町村指定の事業者が提供するサービスです。

対象者は、要介護、要支援の認定を受けている方、原則として、宇部市に居住している方です。

次に、令和5年度に開催した委員会について、地域密着型サービスの概要、指定等の状況、整備状況と第9期宇部市高齢者福祉計画における地域密着型サービスの整備計画について意見を具

申するため、令和5年10月16日に宇部市役所で開催いたしました。

出席者は、委員12名中12名、事務局8名で、対面式で開催をしております。

議題は2点でございます。

1点目は、地域密着型サービスの概要、指定等の状況、整備状況についてです。

8ページを御覧ください。事務局からは、令和4年度の運営委員会で報告した後、令和5年2月1日から令和5年10月1日までの事業所の新規指定や更新、廃止、休止の状況について御報告をいたしました。

新規3事業所のうち、宇部市が2事業所、山陽小野田市が1事業所です。更新につきましては14事業所のうち、宇部市が9事業所、山陽小野田市が3事業所、山口市が2事業所となっております。廃止につきましては3事業所のうち、宇部市が2事業所、山陽小野田市が1事業所。最後に休止ですが、こちらは宇部市の1事業所となっております。令和5年10月1日現在の宇部市内の地域密着型サービス事業所数は78事業所となっております。

新規3事業所の実施法人のうち2法人については、これまでも、地域密着型サービスを運営しております。1法人につきましては、法人設立後初めての介護保険サービス事業所、地域密着型通所介護となっております。

また、山陽小野田市の3事業所、山口市の2事業所を含む更新14事業所につきましては、事業所の指定の有効期間が6年間となっております。その有効期限の更新がなされた事業所です。いずれも、人員等の指定基準を審査し、基準を満たしていることを確認しています。

廃止事業所のうち、まずは本市にある2事業所について説明いたします。

1事業所は、利用者減のため、事業継続困難となり、県所管の短期入所へ転換するために廃止されました。

もう1事業所は、利用者減のため、廃止とのことでした。

山陽小野田市の1事業所につきましては、宇部市の利用者がなくなったため、廃止となっております。いずれも、サービス利用中の被保険者について、必要なサービス調整が行われています。

休止の1事業所は、利用者の減少により、事業継続が困難となったことから、一旦事業を休止されたものです。こちらの利用者についても、必要なサービス調整は行われています。この議題の1点目につきましては、委員からの御意見はありませんでした。

では、7ページに戻ります。議題の2点目は、第9期宇部市高齢者福祉計画における地域密着型サービスの整備計画についてでございます。今回、第9期宇部市高齢者福祉計画策定に当たり、令和6年度から令和8年度の間での地域密着型サービスの整備方針を御審議いただきました。

まずは、特別養護老人ホームの必要量を分析するため、当該ホームの待機者の状況調査を行いました。また、有料老人ホーム等の施設居住系サービス、待機者の負担軽減が期待される定期巡

回・随時対応型訪問介護看護や、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの利用状況調査も行いました。これらから、既存のサービスを活用できると判断し、入所系施設の整備は行わないということにいたしました。

ただし、法人やケアマネジャーに実施したアンケート結果から、今後増えると考えられる在宅での要介護高齢者を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、宇部市内全域で1か所程度整備することといたしました。委員からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者のうち、有料老人ホーム等ではなく、自宅で生活されている方の割合を努力目標として設定できないか。」との発言がありました。これについては、他の委員からは「目標を掲げるには、現状分析をいま一度実施してからがよい。」との発言がありました。事務局からは「委員の意見を踏まえ、今後検討いたします。」と回答しております。

また、委員から「宇部市には、看護小規模多機能型居宅介護が整備されていないが、なぜか」との発言がありました。事務局からは「法人やケアマネジャーのアンケートから、宇部市に必要であるという意見があるものの、開設を検討している法人がないため、計画に位置づけていません。」と回答しております。

以上で、報告を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告が終わりました。

質疑はありませんか。

委員（志賀 光法 君） ちょっと勉強不足なので教えてください。今の説明の中で、今後在宅が増えてくるということをおっしゃったと思うのですが、その理由は、例えば団塊の世代が多くなって、施設が不足するのか、どういう見方でそういうふうなことを言われたのか、教えてください。

執行部 今後、65歳以上の高齢者人口というのが減少に転じておりますけれども、75歳以上、また85歳以上の高齢の方につきましては今後も増加が見込まれます。そうなりますと、やはり介護が必要な方が増えるということになりますので、今後、基本的に在宅のほうで、ずっと長く暮らしていただきたいという思いもありますので、そちらの対応ができるようにということ、また、数字的にも増えてまいりますので、在宅のほうが増えていくというふうに、推測しております。施設が足りないという判断ではないです。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

以上で、宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について、報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 続きまして、報告案件、第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について御報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

執行部 それでは、第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について、御説明いたします。お手元の資料の9ページを御覧ください。

この計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画に係る高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、高齢者福祉計画として一体的に策定をするものです。老人福祉計画というのが、高齢者に係る福祉施策全般に関する計画でございます。全ての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上などが計画されています。

介護保険事業計画というのが、要介護認定者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、必要となるサービスに関する整備目標を取りまとめたものでございます。

第9期の基本理念につきましては、高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らせる、支え合い助け合う地域共生のまちです。人口減少・少子高齢化が進む中であっても、高齢者が健康で自分らしく生活し、地域の中で生きがいを持って安心して暮らし続けることができるように、子供から高齢者まで、障害がある人もない人も、誰もが世代を超えて支え合い、共にまちづくりを進める宇部市を目指すという思いを込めています。

基本目標は、健やか、生きがい、尊厳、安心、基盤づくりです。

基本理念として掲げる目指すまちの姿を実現するために、第8期高齢者福祉計画で定めたこの5つの施策分野において、第9期でも引き続き取組を推進いたします。

計画期間は3年ごとに見直すことになっており、今回策定する計画期間は令和6年度から令和8年度までとなっております。

重要施策につきましては、今後、令和22年にかけて、人口減少が進む中で、85歳以上の高齢者は増加していきます。そのため、年齢を重ねても、生きがいを持って自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域での日常的な見守りや支え合いが重要となりますし、加齢や認知症等により支援が必要な人が増えることも見込まれます。

このことから、

- 1、関係機関同士の連携、住民のつながりを強化し、地域全体で支え合う地域支え合い包括ケアシステムの推進。
- 2、健康寿命の延伸と生活機能の維持に取り組む保健事業と介護予防の一体的な実施の推進と、様々な機会を通じた介護予防。
- 3、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、認知症施策の

推進。

4、全国的にも課題となっている介護職の人材不足解消に向け、介護職等の人材定着支援の推進。この4つを重要施策といたしました。

新規拡充事業につきましては、4つの重要施策を進めていくために、地域で暮らす人たちを様々な面からサポートする地域包括支援センターの強化や、令和5年度、新たに設置した健康遊具を活用した健康教室の開催、共創プラットフォームで産業界、大学等と連携した認知症に関する理解促進、介護職等の就職支援や理解促進といった介護職等の人材定着支援などに取り組んでいきます。

最後に、策定のスケジュールですが、先ほど前の2つの計画でも示しました計画策定スケジュールの上から2段目になります。これまで、各種調査やワークショップ、2回の審議会を経て、今回の素案を作成しています。

素案については、12月15日から約1か月間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の御意見を募集することとしています。その内容を踏まえて、第3回目の審議会、1月に予定していますが、こちらの審議会にて審議していただき、3月中に完成し、公表をする予定となっています。

同時に、これから今後の介護保険サービス量の見込みを立て、介護保険料を決定していくこととなります。介護保険料につきましては、3月議会で議案として御審議していただく予定としています。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） 資料の表を見ると、1番最後に（前計画との違い）と書いてありますけれども、前計画との違いがよく分からない。少し増えたぐらいであまり代わり映えしてないのですけれども、何ですか、高齢者に対する介護でも、いろいろな世話を高く望めば望むほど税金の負担が増えて、かつ、実は高齢者の健康寿命を短くするというパターンになると思うのです。この高齢者にとって何が1番大事かという、例えば、歩いて数分かかるところを少し短い時間で行けるようにするとかではなくて、家にいる人を外に出す、極端に言えば、高齢者、85歳以上の人が行く学校を造ってもいいのですけれども、学校でなくても寝泊りする場でもいいのですけれども、そういう形に流れを持っていかないと。何でも世話をするというのは……。動けない人はしょうがないですが。

だから、早く歩けなくなる人を増やすような高齢者施策ではなくて、皆さんの仕事というのは、そこにこういうところに手をかけて、するというのが仕事になってしまうのですけれども、突き放すと言ったらいけないのですけれども、そういったこともね、計画においては大事なんじゃない

いかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

歩けない、ちょっと歩ける人です、歩きにくいからといってサポートするような社会では、ますます世話する人が増えるわけで、今日よりも明日が元気になるという高齢者であつたらいいけれども、みんな今日よりも明日のほうが年を取りますからね。そういったことが本当は計画の中に、あればいいと思うのですけれど、方針としては、どうなのですか。手をかけるほうの方針になっているのでしょうか。

執行部 議員さんが本当におっしゃるとおりだと思います。もう介護が必要な方については、しっかりとサービスを利用していただきたいと思います。ただし、そうなる前、介護が必要のないような状態をできるだけ長く、そういう状態をキープしていただくために、介護予防についても新しい手法とかを、他市に倣って取り入れていきたいと思っておりますので、元気な人は、できるだけ元気な状態をキープできるようなそういった取組のほうもしていきたいと思っております。

以上です。

委員（猶 克実 君） ちょっとこの取組なのですけれども、87歳でもゴルフする人がおられるのですよ。そういう人を伸ばすというか、外に出ている人、家に引っ込めないような事を、特に認知症——もう認知症はこれしようがないですよ。病気だからね。だから、ただ、この中で、やはり介護予防とか言葉で言うのは簡単ですけれども、教室を開いて話を聞いたら介護予防になるとかいうのではなくて、とにかく、単純ですけれども、家に閉じこもらないような人を増やしたほうが、そういったイメージが1番大事ではないかなと思っております。また、介護とは違うということですね。そこは大事にしていきたいと思っております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか——ないようです。

以上で、第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） もう1件、健康福祉部をやります。

次に、第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について、報告を受けたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 続きまして、報告案件、第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況についてです。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。

執行部 それでは、第二次宇部市自殺対策計画の進捗状況について御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

まず、この計画の通称名ですが、「いのちを大切にすまちプラン」です。

第一次計画では「心かようまちプラン」でしたが、命を大切にする計画であることが伝わりやすいう、この名称としました。

この計画の策定根拠となるのは、自殺対策基本法です。平成28年に法改正された際、都道府県及び市町村に計画の策定が義務化され、地域特性に基づく自殺対策を推進することが明記されました。

基本理念は、みんなで気づき、絆でつながり、いのちを大切にするまちです。市民一人一人が命を大切に、命を守るための自殺対策の主演となり、地域や関係機関とのつながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させることを目指します。

基本目標は、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率について、令和6年から令和10年までの平均値で11.8以下とすることです。平成30年から令和4年までの5年間の平均値を16.9とし、目標値は、国と同じく30%減少させることを目指して、11.8以下としました。

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間です。国の自殺対策の方向性を示す自殺対策大綱が5年に一度見直されていることから、この期間に合わせたものです。

重点施策は、本市の自殺者の実態や、これまでの取組における課題を踏まえて、ここに記載している6つの施策とします。

①若者のための自殺対策の推進。本市は20歳代の若者の自殺者が増加傾向にあることから、支援体制の充実が必要です。

②女性に対する自殺対策の推進。本市では、女性の自殺者数が増加しています。ワーキンググループでも、子育ての負担や孤立感を感じる母親や、産後うつが増加しているとの意見がありましたので、女性に寄り添った相談支援体制の充実を推進します。

③寄り添い支える人に対する支援の充実。悩みを持つ当事者の支援に当たっている家族が疲弊していることや、相談対応する専門職などのスタッフについて高いスキルが求められていることから、当事者を支える側の立場に立った支援の充実が必要です。

④生活困窮者への支援の充実。経済的な困窮は、自殺の大きな原因となりますので、自殺対策と生活困窮者対策を一体的に実施していきます。

⑤働く世代への自殺対策の推進。本市では、特に働く世代である40歳代の自殺者数が増加しておりますので、事業所におけるメンタルヘルス対策への支援を推進します。

⑥高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援。高齢者は、ほかの年代に比べて、様々な喪失体験をする機会が多く、孤立感、社会的な孤立、絶望などのストレスを抱えやすい状態にあります。コロナによってもその状況が悪化しています。そのため、高齢者に対する支援を推進します。

新規・拡充事業ですが、この計画の重点対象者は、第一次計画では若者と高齢者でしたが、第二次計画では、自殺の現状等を踏まえて、女性、寄り添い支える人、生活困窮者、働く世代を加

えました新規・拡充事業の例として幾つか挙げておりますが、重点施策や重点対象者に対する取組を意識した内容としています。

最後に、策定のスケジュールですが、別紙の計画策定のスケジュール、上から3段目を御覧ください。

これまで、多方面の関係機関に参画いただいたワーキンググループや子育て中の保護者や中学生など様々な場で、市民の皆様から、現状や御意見を頂きました。

また、重層的支援体制整備事業の庁内連携会議ですが、重層的支援体制整備事業は、本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援する体制を整備する事業で、国は、この事業と自殺対策事業を一体的に推進するよう通知しています。このことから、この事業における庁内連携会議と今回の計画における連携会議を同時に開催しました。

今後については、12月22日から1か月間、パブリックコメントとして、計画素案に対して市民の皆様からの御意見を募集します。それを踏まえ、最終案を来年2月の審議会にて審議していただき、3月中に完成し、公表する予定としております。

以上で、説明を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告が終わりました。

質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況についての報告は終わりました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時としますので、よろしく願いいたします。

———— 午後零時1分休憩 ————

———— 午後1時再開 ————

委員長（鴻池 博之 君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

議案第100号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第100号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件について御説明をさせていただきます。

お手元の件名表の37ページから38ページの議案及び新旧対照表のほうを御覧ください。

このたびの議案は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法一部改正

等に伴い所要の整備を行うものです。具体的には、本条例の根拠法が、これまでの売春防止法から新たに制定された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に変更となり、この制定に合わせて、題名を宇部市婦人相談員設置条例から宇部市女性相談支援員設置条例に、また、条例中の婦人相談員を、女性相談支援員及び相談支援員に変更するものです。

なお、現在、婦人相談員1名、これは会計年度任用職員になりますが、配偶者暴力相談支援センターに設置しておりますが、条例改正後も引き続き、女性相談支援員として一部相談業務を拡充しながら、継続をしてみたいと思っております。

説明は、以上でございます。

御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第100号宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第101号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは次に、議案第101号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の件名表の39ページから43ページの議案及び新旧対照表と、別にお渡しをしております配付資料を御覧いただければと思います。

このたびの議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）と言いますが、この一部改正に伴いまして、スマートフォンを利用した多機能端末機、これはコンビニに設置されているマルチコピー機等になりますが、これでの印鑑登録証明書の交付を

可能とするために所要の整備を行うものです。

具体的には、公的個人認証法の一部改正によるスマートフォン用の電子証明書の創設により、マイナンバーカード所有者について、電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することが可能となり、証明書コンビニ交付サービスにおいて、スマートフォンを使用した交付申請を可能とするものです。

施行期日につきましては、配付資料の3に記載のとおりとなります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

委員（志賀 光法 君） すみません。今のところ、現在はアンドロイド端末のみということでしょうか。iPhoneはいつからかという情報はありますか。

執行部 国のほうで、iPhoneの利用に向けての働きかけをされているということですが、今のところ時期については示されておりません。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

委員（芥川 貴久爾 君） イメージで教えてほしいのですけれども、スマートフォンを持って、これを掲げるというそんなイメージなのですか。

執行部 現在、コンビニ交付で、マイナンバーカードで取ろうとされたら、マイナンバーカードをまず、多機能端末機に置かれて、暗証番号を入れるという作業があるのですが、その部分を代わりにスマートフォンをかざすといった手続になると思っております。

委員（芥川 貴久爾 君） その端末は、例えば、役所に来なければできないとか、何かしらの方法でできるとか、どういう格好でやるのですか。

執行部 マイナポータルというアプリをスマートフォンに入れていただいて、マイナポータルから手続ができるということになっています。

委員（芥川 貴久爾 君） はい、分かりました。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第101号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、マイナンバーカードの手續に関する報告について、報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは、次に、マイナンバーカードの手續に関する報告について、御説明をさせていただきます。

お手元の専決処分の報告について、別紙を御覧いただければと思います。

それでは、お配りをしております別紙、ワンペーパーになりますが、3件の資料を御覧いただければと思います。

本件では、資料中の3件につきまして、マイナンバーカードにおける市の手續上の瑕疵により、マイナポイントの受領ができなくなったことに対し、専決処分により損害賠償金2万円を、それぞれにお支払いしたものです。

具体的な内容につきましては、配付資料のほうを御覧いただければと思います。それぞれの相手方に対する経緯等につきましては、事由の詳細のほうに記載をしておりますとおりでありますが、いずれも相手方からの申出により、こちらのほうで調査を行った結果、職員の手続ミスが分かったものです。令和5年9月30日までの申請で取得が可能であったマイナポイントの受領がいずれもできなくなっております。事実判明後、相手方に対し謝罪を行い、賠償金での対応等について御説明をさせていただきます、了承いただいております。

また、現在はこのミスに伴う再発防止ということでチェック体制の見直し、さらに手續後の内容を相手方に確認していただくなど行いながら、同様のミスが発生しないように、再発防止に努めております。

報告は、以上となります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（吉松 剛 君） この3件以外にはもうないというふうに、断定してよろしいですか。

執行部 現時点、9月30日まででマイナポイントの申請も終わっておりますので、現在こちらで把握しているのは、この3件だけとなっております。

以上でございます。

委員（吉松 剛 君） 把握してないだけなのか、本人が気づかずにというのはないということですか。本人が気づかずにそのまま見逃しているということはないですか。

執行部 御本人さんが少し気づいておられないということが、実際あるかどうかというのはこちらのほうでは把握はできておりませんが、周知はしっかりと9月30日で終わるということを、いずれもずっと言ってきております。手続をしておられれば、ポイントが付与されない、申請上の手続ができないということで、御本人さんのほうで確認は取れるようになっておりますので、その問合せについては、現時点、この3名以外から出ておりません。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。ないようですので、マイナンバーカードの手続に関する報告についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 それでは次に、宇部新火葬場整備運営事業の進捗状況について御報告をさせていただきます。

新火葬場整備運営事業の進捗状況につきましては、令和5年9月議会の文教民生委員会で御報告をさせていただいておりますが、その後、工程について変更が生じたので、担当次長のほうから、その点について説明をさせますので、よろしく願いいたします。

執行部 それでは、新火葬場及び合同墓の整備に関して御説明をさせていただきます。

新火葬場合同墓整備スケジュール（R5.11改訂版）というファイルをお開きください。

よろしいでしょうか——前回9月の本委員会に御報告をさせていただいた後、9月27日付で、実施方針及び要求水準書案を公表し、本整備に関心のある事業者から質問や意見が提出をされました。

その中で、複数の事業者から、市が示した工程より、無理なく1年強ほど短縮して整備が完了できるとの意見が提出されました。この意見を受けて、現在のアドバイザー事業者、今の我々の業務の支援事業者ですが、協議を重ねた結果、当初の令和11年3月の供用開始から、令和10年3月の供用開始へ1か年前倒しをすることにしました。

老朽化した現火葬場を1年でも早く更新して、市民の皆様へよりよいサービスをより早く提供できること、さらには、同時に供用開始を行うことにしておりました合同墓も、前倒しが可能となることから、現在の墓じまいが進む流れの中では、希望される方にとってはメリットになると考えております。

実際に、供用開始の前倒しに係る工程表の主な内容としましては、新火葬場のほうにおきましては基本設計、それから建築外構造成の工事期間の短縮を行いました。

合同墓の建設においては、建築外構工事期間の短縮を行ったところでございます。その他、工程の

見直しをしております。

まず、事業者選定のための入札の公告を、4月から若干早めて、議会が終わった後の3月下旬に、そして事業者から提案書を受け付ける時期を7月末から逆に8月末のほうに1か月後ろ倒し、それに伴って、選定委員会のほうの提案書の審査時期が変わっています。工程については、以上でございます。

最後に、現在の作業の中で、債務負担行為の限度額の算定を今しているところです。これは、予定価格のほうにつながってきます。現段階の概算での試算になりますけれども、約72億円となっています。これは、20年間の維持管理運営費用が入っております。これは、まだ業者のほうも試算中ですので変動する可能性があります、大きな金額になりますので、現段階の数字をお示しております。年度末までには、金額を詰めて、議会のほうにお諮りをしたいというふうに考えております。

以上で、私の説明は終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） DBO方式というふうになっています。公募される内容は、総事業72億円を概算ではじくときもそうなのですけれども、公募のときの評価基準、これは金額ですか、それともプランですか。

プランは、設計が令和6年度1月からというふうになっていますけれども、設計業者を公募するときには、設計プランはなしで、やられるのですか。その辺、ちょっと今はっきりさせて。

執行部 業者選定、いわゆる審査基準ということで考えてよろしいですか。

審査基準そのものは、今から選定委員会の中で諮っていきたいと思っておりますけれども、DBO事業なので、基本設計から始まりまして、基本設計、実施設計、建築工事、運営管理を全て、一式のプランとして提案を受ける予定です。金額も、点数の中に入れてまいります。

そして、当然、プランの内容、オリジナルの設計なり、運営方法なりを御提示いただいて、それを点数化して、選定を行うという形で想定しています。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 公募するときには、今この1番上の段は、令和6年度の1月から基本設計と書いてあるのですけれども、令和6年度の1月というと、2番目の真ん中の欄からすると、令和6年度の1月はDBOによって設計が開始される時期ですよね。その前に、公募で令和6年の4月から公募するためには、設計はまだできていないのじゃないのですか。

執行部 あくまでも、ほかのDBO事業、全国そうなのですけれども、この予定価格を算出するときには、実際に、具体的な設計をイメージするのではなくて、今、うちは基本計画を定めておりますので、そこから、ある程度のうちの要求水準書に従った内容で積算をして、設計費、建設費、維持管

理運営費をはじめ、予定価格、債務負担行為上限額がイコールになりますけれども、それで公募をしていきます。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） つまり、公募するときの金額は、図面はまだできてないけれども、面積とか、要求水準書というのですか、面積、または、仕様のレベル、大きなものと炉が幾つとか。そういうことから、設計仕様書……。だから、図面を確認したいのですけれども、設計図面はまだできてないのですよね。基本設計も含めてですけれども。

執行部 はい、おっしゃるとおりです。今ある図面としては、基本計画の中のイメージパース程度でございます。今、本当に今御指摘いただいたとおり要求水準書に示す内容で、項目に単価を入れていって、面積なり、炉の数であったりというのを、金額を当て込んでいって、今、予定価格を出してまいります。

以上です。

委員（猶 克実 君） 予定価格は、それで大体面積とか、用途、機能で、平米幾らとかいうレベルでしょうけれども、それで出すと。他市の例がありますからね。

それから、業者が決まった後、基本設計、実施設計にかかると。基本設計は、通常ですね、基本設計が終わると実施設計だが、実施設計と分けている理由は、詳細な設計に入る前に、基本設計の段階で、施主、今回で言えば、宇部市とこういうものが実施設計するけれども、問題はないかとか、最終的な確認をしたり、そうするために基本設計というのをやるわけです。

基本設計の段階で、要求水準書によって最初の公募をし、呼びかけたときの要求水準書には、面積的なものとか、大きいお金がかかる炉の数だとか、待合室の広さだとか、そこに対するレストランが要るのか要らないのかとか、そういったことが書かれているものであって、基本設計には、もう細かい、全体の姿図とかはないのですよね。ない段階で、選定されるのですよね。確認です。

執行部 はい。図面というのは描いて、今言われたように、炉の数とか、大体平米数——このぐらいであるかとか、あとは待合室が何室、何平米ぐらいかを想定して、実際に設計に入ってほしいというところで公募をかけていきます。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 一応確認したかったのですけれども、そこで、DBO方式というと、全て丸投げというイメージなのです。そこで金額が72億円相当と——物価上昇分があるから、そういうときは、各応募業者によっては経費の限りとかいろいろ違ったりするので、70億円かもしれないし80億円かもしれないというその辺でまだ確定ではないと言われたのでしょけれども、とった業者が仮に72億円で、全体総丸投げを受けたとして、そのあとに、プランが——要求水準の用途は組み込まれているけれども、デザイン的なものとか、細かい要求で、要求水準書に書いてないこととかが出たとき、空調工事だとか、それからトイレの数だとか、いろいろ変更になったりするものは、

最初の公募する前の要求水準書には全部盛り込めないと思うのです。そういったときに、DBO方式の場合、これはもう業者が決めた金額です、品物ですと言われたら、宇部市は一切何も言えないものなんでしょうか。

執行部 今の想定では、基本設計の開始前に、まず要求水準書の内容確認について、設計会社と詰めてまいります。そこで、他市の事例を——私どももその部分がすごく気になったので、どのようにして、建設まで、結局設計が全てなので——どのようにやっているのかというと、月どのぐらいのペースか分かりませんが、内部の実際の会議とかに全て確認に入ります。確認に入って、こういうような形で提案があったら、それはいいか悪いかの判断をしながら、金額的なところがあまり出てこない範囲では、市の思いは伝えていくという形になるかと思えます。

ただ、金額が、市の要求水準書以上のことを求めるときには、少しそこで詰めた議論になるというふうに聞いております。

委員（猶 克実 君） それは、業者に言う時期というのは、基本設計の終わった段階ですか。

執行部 協議の開始は、契約が終わってすぐからです。それからも暫時、ずっと基本設計中も実施設計中も、建設工事中も全て行政のチェックをかけていきます。

委員（猶 克実 君） 基本設計と実施設計と分かれているわけですがけれども、通常の建築全てそうですけれども、DBO方式の場合、基本設計と実施設計の区別、そこに線引きしている理由、私は分かっているのですけれども、確認します。

執行部 設計書のことについて我々が話すのもあれなのですが、我々が認識しているのは、まず要求水準書で、基本設計が終わった段階で、イメージパース図、そして施設の大体の概要を市民の方に示せる内容ぐらいのレベルまでは、ここで基本設計をつくっていただくということでお願いをするつもりでございます。周南市も基本設計が終わった段階で、ある程度のパース図ができ上がって、プレスに出て、こんな形になるのだというような絵姿が出る。そういうところまで、基本設計でお願いをしたいというところで線引きをしているところでございます。

以上です。

委員（猶 克実 君） 公募をかけるとき、大体の完成予想図みたいなパース図を見て提出すると先ほど言われたのですが、それは、その計画プランとパース図というのは、何に基づいているのですか。空想的なものですか。何もなしにパース図が描けないのです。

執行部 すみません、お手元に資料はお配りをしておりませんが、基本計画の策定を昨年度しました。この中に、実際にパース図があったり、こういう設計があったりしています。

事業者のヒアリングをしていくと、やはりこの基本計画の中に宇部市の思いが詰まっているのだらうということで、ある程度これを参考にしながら、市が出した入札の予定の価格を見ながら、相手側が今からこの中身を詰めていくという作業になるというふうに理解しております。

委員（猶 克実 君） 実は公募をするときに、パース図やら平面図とか、決してただではな

いのですよ。設計を書くというのは、取れなくても作らなければいけない作業ですよ。パース図を描くに当たり、立体の図面が必要になるのですけれども、宇部市の設計、要求水準書の中に、もう間取りはこれですよとか、外観はこれですよとかそういったものを指定してから公募をかけるのですか。それとも、それは業者に任せるのですか。どちらでしょうか。

執行部 ある程度基本計画の内容を活字にした状態で、要求水準書を書いておりますので、細部のところについては事業者提案というふうにしております。以上でございます。

委員（猶 克実 君） 事業者提案の最終分というのが、基本設計の終わった後ですよ。ただ、実施設計を細くして、実際の設計にかかる前が基本設計ですから、基本設計の間は、計画が変更、修正とかは可能ですよ。

執行部 細かい流れといたしましては、他市の事例もそうなのですけれども、先ほど言いましたように、事業者の公募をかけるのは今年度の3月末です。そこから事業者が、今言われたとおり、細かいことも入れて提案に向け、自分たちのパース図を描いていきます。内容も、運営方法をこうしますとかということ、8月末に提案書の受付がありますので、そこで事業者の思いがある程度出てきます。多分、他団体でもその提案書を基に基本設計に入っている。というところで、提案書の段階では私どもはどうか言うあれはありませんので、基本設計に入ってから、基本設計が始まった段階の瞬間から、私どもが、ここをこうしてくれないかというような意見は言える形にはなるかと思っております。

以上です。

委員（猶 克実 君） 基本設計が終わった段階ではどうですか、意見を言えるのですか。

執行部 基本設計が終わった段階で、大幅な変更はちょっと難しいのではないかなと思っております。ですから、基本設計の最初から、設計士の方、向こうのDBO方式の設計士の方と、市の思いが間違っていないかという確認は、最後まで詰めていきたいというふうに思っております。

委員（猶 克実 君） 基本設計のチェック、確認、実施設計に入る前のチェックはどこの部署でやられるのですか。

執行部 恐らく、「素人の私どもが」というお話だと思うのですけれども、私どもがまず基本設計に入る前の設計士とお話しをするのは、要求水準書の内容を理解しているのかというところは確認をしてみたいです。

具体的などころについては、市の営繕課も支援に入りますけれども、事業者の支援を仰ごうというふうに予定をしております。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） 私がこうやって立て続けに聞いたのは、DBO方式でいいのかどうかと。これが本当に適切な事業選択かということを確認するために、DBO方式でやったときに、お金が決まっているから、もうあとは業者のやることに少しでも変更などさせたら、お金が追加になるの

ではないかというレベルで——DBO方式は事業者と手が離れて、面倒くさくはないのですけれども。ただ、業者の設計は、実際には基本設計と実施設計があるが、DBO方式を選定した後に基本設計をやるものです。

基本設計と実施設計が分かれている理由、これは細かい、構造計算も含め、取りかかる前に基本設計でプランを確認するため、この基本設計では細かい構造計算とか、仕様を進めていいのかという確認のため、基本設計を实际やるのですよ。

だから、場合によっては、基本設計をして、実施設計も行って——例えば、学校とか、もうある程度決まっている特殊なものではない場合、基本設計をやりながら、同じ業者がやるのだったら実施設計も進めていくのです。特に変わったものではない場合、例えば、こういう今の合同墓とか、にぎわい交流拠点施設とか、特殊なものは基本設計をやって、実施設計に入らないと、とても困るケースが多いのです。

今のこのケース、DBO方式で本当にふさわしいのかどうかということは多少心配なのですが、職員にとってみたら全く手が切れて、大変楽かもしれないけれども、あとのいろいろなことを基本設計の中で、しっかりやっておかないと、仕上げなどで、例えば、大理石を使うとか、御影石を使うとかいうのは、設計仕様書の中に多分書いてあると思うのです。お金がかかるものですからね。ステンレスを使うのか、鉄を使うのかとか、いろいろあると思うので、そういうことは、仕様書に書いてあると思うのです、大まかなプランは基本設計で決まるので。だから、公募期間の前に出したのが、設計する側も細かいことまでやっていませんから、本当にこのとおりできるのかどうか分からないけれども、公募の段階で、先ほどのパース図みたいなものを描いてしまうのです。描かないと分かりませんから。けれども、実際、設計するほうも、基本設計をやってみないとできるかどうか分からないというのが実態で、事業方式を選択されたときに、丸投げ精神でやられないように、少し気をつけていただきたいというふうに思います。

私、今、細かい質問をしたので、何でこんな質問をしたのかと思われるかもしれませんが、DBO方式というのが、とても楽でありながら、困ったやり方なので、それを意識し、しっかりと頑張っていたきたいと思います。慎重にやってください。

以上です。

執行部 はい。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。

以上で、宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況についての報告は終わりました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について、報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 御異議ありませんので、報告を求めます。

執行部 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について報告をさせていただきます。

現在、令和4年度から令和5年度の2か年で策定を進めております。

宇部市次期ごみ処理施設整備基本構想につきまして、令和5年11月22日に第6回検討委員会を開催いたしましたので、内容につきまして、担当課長のほうから説明させます。よろしく願いいたします。

執行部 それでは、第6回の開催状況について御報告いたします。

議題といたしましては、宇部市次期ごみ処理施設整備基本構想（案）についてですが、お手元の添付資料の1の概要版のほうで、御説明をさせていただきます。

1、基本構想策定の背景と目的ということで、ごみ処理施設の経年に伴う老朽化が進み、次期処理施設の整備に向けて検討することが必要な時期に来ていることから、本構想では、現状を整理し、課題を抽出することで、今後の最適なごみ処理施設へとつなげていくことを目的としております。

2つ目として、ごみ処理の現状と課題ということで、可燃ごみ、不燃・資源ごみ、共通事項に分け、それぞれ現状、課題、今後の方向性を整理しております。施設の老朽化をはじめ、可燃ごみについては、焼却による温室効果ガスの排出や、維持管理費の高止まりなど、現状に対する課題、今後の方向性を取りまとめております。

不燃・資源ごみにつきましては、分別品目ごとに、複数の施設で処理をしていることや、充電式電池による発火などの現状に対する課題、今後の方向性を取りまとめております。

可燃、不燃共通する事項として、現敷地内に旧焼却工場が残存している、最終処分割合が高い、広域でのごみ処理が進んでいないなどの現状に対する課題、今後の方向性を取りまとめております。

3つ目に、施設整備の基本方針といたしまして、国・県・市の上位計画や、ごみ処理の現状と課題を踏まえた上で、3つの基本方針を設定しております。

1つ目が、安心・安全かつ経済的なごみ処理方式。これは、万全な環境対策や安定的な事業の継続により、施設の信頼性を確保するためです。

2つ目が、災害に強い強靱なごみ処理システムの構築。これは、災害時においても、ごみ処理機能を確保するためです。

3つ目が、カーボンニュートラルに寄与する施設。これは、脱炭素化に寄与する施設とするためです。

4つ目といたしまして、今後の施設整備の検討ということで（1）施設規模。これにつきましては、次期ごみ処理施設が令和16年度に稼働することを想定し、宇部市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量の予測を踏まえて、可燃ごみ処理施設が160トン/日、マテリアルリサイクル推進施設が28.6トン/日と推計しております。

(2) といたしまして、可燃ごみ処理施設の処理方式ということで、本構想で検討いたしました処理方式は、下記に記載の8つの処理方式です。この8つの処理方式と施設整備の3つの基本方針の適合性についてまとめたものが下の表になっております。安心・安全な処理、経済面、分別の容易さ、災害廃棄物の処理、温室効果ガスの発生などの項目で適しているか、いないかなどを、処理方式ごとに適合性を確認しております。

(3) といたしまして、不燃・資源系ごみ処理設備の種類ということで、受入・供給設備、それから破碎設備の種類を記載しております。

(4) といたしまして、処理方式を選定する際の留意事項。

今回の基本構想につきましては、処理方式を決定するものではございません。ここでは、安心安全、環境などの観点から、今後処理方式を選定する際に留意すべき点や満たすべき事項についてまとめております。

安心・安全面からすると、施設整備実績の確認ですが、整備規模に制約を受けないかなど実績を調査して導入の可能性を確認いたします。

安定した運転実績の確認ですが、近年稼働実績のない場合の理由も含め、運転実績などを確認いたします。

現行のごみ収集方式への影響ですが、より細分化する必要があるかなど、市民生活への影響を確認いたします。

災害ごみの適正な処理ですが、災害ごみを対応できるかどうかなど特性を確認いたします。

環境面からいたしますと、公害防止対策に万全を期し、周辺環境へ与える負荷が低い施設ですが、悪臭や、騒音、振動だけでなく、排ガスなど発生するものもあり、その対応は様々工夫がなされているため、具体的な内容を確認いたします。

処理工程全体における温室効果ガス排出量の低減ですが、運搬から処理、処分、さらに資源化リサイクルまでの全工程における温室効果ガスの排出量について確認します。

将来のごみ量及びごみ質変動に対応できる施設ですが、ある程度のごみ量、ごみ質の変動に対応できるかどうか、その特性を確認いたします。

共通といたしまして、処理工程全体における経済的にすぐれた施設ですが、全処理工程におけるコストを算出し、確認します。

処理残渣や副生成物等の処分先や利用先の確保ですが、焼却残渣や溶融スラグなどの副生成物、堆肥や飼料などの資源化物が安定処理されるかどうか、システム全体の流れが確実に成り立つかを確認いたします。

処理方式が求める敷地条件と、建設候補地の関係ですが、処理能力を確保するための必要面積などを求め、建設用地条件を確認します。

リサイクル等の推進による、可燃ごみ焼却量の削減による副次的効果ですが、リサイクル行動がS

DGsの推進に寄与するかなど、副次的効果を確認いたします。

以上のような点に留意しながら、今後、処理方式選定について検討を重ねてまいります。

(5) 施設整備のスケジュールについてですが、現在、10か年の延命工事を実施しているため、令和16年度から次期施設が供用開始するとの想定でスケジュールの一例をお示ししております。

5番目といたしまして、事業方式の検討。

民設・民営、公設・民営、公設・公営と事業方式も様々ございますが、建設、運営、トータルで、効率・効果的な事業方式を採用していかなければならないため、メリット・デメリット、近年の採用動向などを踏まえ、検討してまいります。

6番目に財政支援制度の活用。

事業費が非常に高額となるため、国からの交付金など、良質な財源の獲得に向けて、検討をしていきます。

以上の基本構想の素案につきまして、協議をいたしました。以上が開催状況です。

最後に、今後の予定についてでございますが、第6回委員会での意見を素案に反映し、パブリックコメントを1月に実施。その意見を反映したものを、令和6年2月の第7回委員会でお諮りし、取りまとめたものを3月に基本構想として公表する予定にしております。

今回の報告は、以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

委員（志賀 光法 君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

今回は処理方式を決定するものではないということでしたが、令和16年からは稼働するというところであります。これは、ちょっと私の聞いた話なのですけれども、県内の民間事業者が他県の実際のごみ処理を行うという話がありまして、それは、私が聞いたことない還流炉によるものという話を聞きました。そういうことで、このままの安心安全、これまで実績等が大事でしょうが、やはり新たに出てきたテクノロジーといいますか、それも検討してほしい。私も初めて聞いた名前だったのですが、その辺も検討していただきながら、利用方式を今後決定されるのでしょうかけれども、その辺、いつ処理方式を決定されるのかというのは、これでは見えないので、その辺もはっきり我々にも示していただきたいと思えます。これは、要望です。答弁は要りません。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかに、質疑はありますか。

委員（猶 克実 君） 検討して、答えを出すというのが、市内の部署での検討委員会ですか。それとも、外部の人を交えた検討委員会ですか。

執行部 検討していくのは、この事業に携わっている職員で検討していきます。その中で、必要な項目等につきましては、専門家の知見をいただきながら検討を重ねていきたいと考えております。

委員（猶 克実 君） 現在のガス化溶融炉は平成15年に完成したのですけれども、それまでに環境関係のいろいろな専門家の方が決められたやり方です。

今回は、職員の方、内部でということなのですが、両方とも一長一短ありまして、外部の専門家だけだと、金がかかってもダイオキシンが少ないほうがいいと。そういう高いものがいいという話になって、その後の維持管理とか、ランニングコストとかを考えないやり方を選んだのですけれども、今回の場合、職員だけでも、私、職員がそれほど、焼却のことに詳しくは思っていないのです。ですので、ここで今、あれから15年、20年間を見てみて、いろいろなメーカーが実績をつくって、やっている例を調査して、それを聞きながらやっただけかと思うのですが、どうでしょうか。

執行部 今、御提案いただきましたほかの技術等というのは、当然、参考にしていかないといけないということで、このたび基本構想を策定する中でも、メーカーアンケートとして、いろいろなメーカーのほうにアンケートを求めたりもしております。

今後、今から実際に方式を決定するまでは、下地のところは自分たちで検討してまいります。実際に方式を決定する場合にはやはり専門家の方の意見を必ず入れていかないと、どうしても決定しづらいということもありますし、その中で、やはり、これは、様々なメーカーからの意見も聴取しながら決定をしてまいりたいと考えております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討会検討委員会の開催時開催についての報告は終わりました。

市民環境部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、委員会を閉会いたします。

———— 午後1時47分閉会 ————

令和5年12月14日

文教民生委員会委員長 鴻池 博之